

釜石市がんばる中小企業応援事業補助金

市内事業者等の新商品及び新技術の開発等を促進し
地域産業の活性化を図ることを目的として、
市内事業者等が行う新商品、新サービス及び新パッケージの開発、
販路開拓、商品の高付加価値化等に
要する経費を補助します。



補助対象者 (1)～(4)の全てに該当する方

(1) 釜石市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。

- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者及び個人事業主（以下「中小企業者」という。）
- イ 中小企業者を主な構成員とする組合または団体
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当であると認める者または団体等

(2) 市税を滞納していない者。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(4) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または第 2 条第 3 号に規定する暴力団員でないこと。

補助対象事業・事業実施期間

- (1) 新商品または新サービスの開発
- (2) マーケティング及び販路拡大に関する調査研究
- (3) 外部専門家の招へい
- (4) 包装等の開発または改良
- (5) 新規販路開拓に向けた PR 経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるもの

事業実施期間

交付決定の日～令和 8 年 2 月 27 日(金)

補助対象経費・補助金額

補助対象経費

補助対象事業の実施に要した下記の経費のうち、事業実施期間中に支払いが完了したもの

**報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、
使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費**

※ 国、県、その他の機関等から補助金等の交付を受けている場合は、交付対象経費から当該補助金等の額を控除した額。

補助金額

上限 50 万円 (1/2 以内。1,000 円未満切り捨て)

申請期限・請求期限

申請期限 令和 8 年 1 月 30 日(金)

請求期限 令和 8 年 2 月 27 日(金)

申請先・問い合わせ ☎026-8686 釜石市只越町 3 丁目 9 番 13 号（市役所第 3 庁舎 1 階）

釜石市 商工観光課 TEL : 0193-27-8421